

# 東京都における温暖化対策と国の温暖化対策に対する意見（案）

平成16年4月2日  
東京都環境局

## 1 東京都における温暖化対策の取組み状況

- 東京都は、”2つの温暖化”（地球温暖化とヒートアイランド現象）を阻止するために独自の温暖化対策を推進

2002年	
1月	「東京都環境基本計画」策定
4月	「地球温暖化対策計画書制度」施行
6月	「建築物環境計画書制度」施行
11月	「都市と地球の温暖化阻止に関する基本方針」発表
2003年	
3月	「ヒートアイランド対策取組方針」策定

## 2 東京都環境審議会「中間のまとめ」(2004年2月23日公表)のポイント

「都市と地球の温暖化阻止に関する基本方針」のうち下記3点については、東京都環境審議会（知事の諮問機関）に諮問し、4月ごろ最終答申の予定。東京におけるエネルギー消費の構造などの地域特性や、事業者の取組みの実態を踏まえて、CO<sub>2</sub>排出量削減に向けた実効性の高い制度を構築。

### （1）「大規模事業所におけるCO<sub>2</sub>削減の推進」

#### ●概要

東京においては、業務部門からのCO<sub>2</sub>排出量の割合が多く、排出量の伸びも大きいという地域特性があることから、オフィス等の業務部門対策を中心とした対策を強化。

既存の大規模な工場・事業所等のCO<sub>2</sub>排出削減をより高い水準で推進するため、現行の「地球温暖化対策計画書」の枠組みを活かしながら、都が省エネルギー対策を進めるためのガイドラインを示すとともに、企業がより高い削減目標を目指すことができるよう指導・助言するしくみ。

また、事業者が計画策定の内容と取組結果を自己評価して公表するとともに、東京都は事業者の取組成果を公表し、優れたものを表彰など、企業が社会的に評価される仕組みについても検討。

#### ●省エネ法との比較

	削減の単位	結果等の公表
国 省エネ法	エネルギー消費原単位	省エネルギー計画書の公表義務なし
都「中間まとめ」	CO <sub>2</sub> 排出量の総量削減率	計画策定の内容及び取組結果の公表義務あり

## (2) 「新築建築物等の環境配慮設計の推進」

### ●概要

東京では、高度成長期前後に建設された建築物が、今後大量に更新期を迎えることから、都市再生の動きがある中で、この期を逃さず、省エネルギー性能を初めとする、新築建築物の環境性能を向上させていく必要。新築建築物の環境配慮設計を一層進めるとともに、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場の形成を促すことを目指す。

省エネルギー性能・ヒートアイランド対策の評価基準や項目を強化するとともに、マンション販売時に、環境性能の表示・説明の制度を新たに導入する。

### ●省エネ法との比較（省エネ部分）

		結果等の公表	住宅の扱い
国	省エネ法 (2,000 m <sup>2</sup> 以上)	省エネルギー計画書の公表 義務なし	省エネルギー計画書の対象外
都	「中間まとめ」 (10,000 m <sup>2</sup> 超)	公表、評価	対象※ <u>(マンション販売時に環境性能を表示・説明する制度を新たに導入)</u>

※都の現行制度では、届出の約6割がマンション

## (3) 「CO<sub>2</sub>削減に向けたラベリング制度の創設」

### ●概要

家電製品の購入時に、消費者の温暖化に対する問題意識を喚起し、省エネ型製品を選ぶことで都民が継続的に温暖化対策に取り組めるようにする。

消費者に対して省エネ情報を確実に伝達するため、販売者が店頭の家電製品本体に、省エネ性能の水準や年間消費電力量、電気料金、ノンフロン等が一目でわかる省エネラベルを表示。

### ●国の対策との比較

		制度の対象	提供する情報
国	製造者 (省エネ製品開発の義務付け、省エネ性能カタログ等での省エネ製品の情報提供)	①省エネ性マーク（達成状況で色分け）②省エネ達成率、③年間消費電力、④目標年度	
都 「中間のまとめ」	販売者 (店頭で省エネ性能等のラベル表示・説明)	①省エネ性能の水準、②年間消費電力量、③電気料金、④ノンフロン	

### **3 国の温暖化対策に対する意見**

地球温暖化対策は、国の役割が決定的に重要であることから、「京都議定書」の6%削減の達成に向けて、事業者による自主的取組や国民に対する普及啓発等に留まらない、実効性ある地球温暖化対策を直ちに開始することが必要である。

#### **●早急に取り組むべき主な項目**

##### **1 実効性ある温室効果ガス削減対策の実施**

●今なお増加基調にある温室効果ガスの総排出量を早急に減少基調に転換するため、温暖化対策税とその収益を原資とした助成措置、排出権取引等を組み合わせた経済的手法など、具体的な手段を明示し、実行性ある対策を早急に実施すること。

##### **2 家庭部門における対策の推進**

●家電製品について、省エネ法のトップランナー基準における目標達成状況を見ると、目標年度よりかなり早い時期に目標を達成している機種も多いことから、省エネ法のトップランナー基準について、目標達成期間の短縮やより高い基準値の設定により、エネルギー効率の一層の向上を図ること。また、普及の著しい液晶、プラズマタイプのテレビに係る省エネ基準を設定すること。

##### **3 運輸部門における対策の推進**

●自動車の省エネルギー対策を推進するため、現在の重量別燃費基準の強化（乗用自動車及び車両総重量2.5t以下の貨物自動車については燃費基準の強化、車両総重量2.5t超の大型車については燃費基準の創設）と、平均燃費規制の導入を行うこと。

##### **4 再生可能エネルギー**

●風力発電をはじめとする発電施設の建設や再生可能エネルギー導入事業者に対する補助について、補助事業の適用基準の緩和や補助率を引き上げること